

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 8 月
大臣官房情報化担当参事官室

1. 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総確法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報（以下「保健医療等情報」という。）を収集する者として厚生労働省令で定める者（以下「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に対し、当該保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるもの（以下「ID5」という。）の提供を求めることができることとされている。
- 具体的な「保健医療等情報」及び「連結情報照会者」については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「省令」という。）で規定している。
- 今般、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条の 9 の規定により厚生労働大臣から診療等関連情報の調査を行う事務の委託を受けた者等が、新たに連結情報照会者として ID5 の提供を求めることができることとなったため、省令を改正する。

2. 改正の概要

- 省令第 8 条に定める以下の保健医療等情報及び連結情報照会者を、それぞれ新たに追加する。

	厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
(1)	健康保険法第 77 条第 3 項に規定する診療等関連情報	健康保険法第 150 条の 9 の規定により厚生労働大臣から同法第 77 条第 2 項に規定する調査に係る事務の委託を受けた者
(2)	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 4 第 5 項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報	児童福祉法第 21 条の 4 の 9 の規定により厚生労働大臣から同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
(3)	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 27 条第 5 項に規定する同意指定難病関連情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第 27 条の 9 の規定により厚生労働大臣から同法第 27 条第 1 項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
(4)	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）第 2 条第 1 項に規定する医療情報	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第 10 条第 1 項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者及び同法第 34 条第 1 項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者

3. 根拠条項

- 総確法第 12 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 9 月（予定）
- 施行期日：令和 5 年 10 月 1 日（一部の規定は附則に定める日）